

広島県選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年五月三十日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程（昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第四十七条中「第八項」を「第九項」に改める。

附 則

この規程は、令和元年六月一日から施行する。